

札幌市都市計画マスタープランを踏まえた用途地域等の見直し

# 土地の使い方の ルールが 変わりました。

2012

平成24年8月10日

札幌市

用途地域等の  
都市計画を変更しました。

札幌市都市計画マスタープランの基本理念である「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」を実現するため、用途地域をはじめ、特別用途地区、高度地区等の指定を見直しました。



# 札幌市のこれからのまちのありかたを考えた、用途地域\*等を見直しました。



都市計画マスタープラン  
札幌市のこれからの都市づくりの目標です。

## H23.9 土地利用計画制度\*の運用方針の修正

都市を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、用途地域等の見直しの考え方を整理しました。  
(H23.7.1~H23.7.31 パブリックコメントの実施)

### 札幌市都市計画 マスタープラン\*

#### 基本理念

持続可能なコンパクト・シティへの再構築をともに進めよう。

これまでのような市街化区域\*の拡大を行わず、現在の市街化区域の範囲内で、都市の質を高めていきます。

#### 都市づくりの力点

1. 都心の再生・再構築
2. 多中心核都市構造の充実・強化
3. 多様な住まい方を支える質の高い居住環境の実現
4. 市街地の外の自然環境の保全と活用
5. オープンスペース・ネットワークの充実・強化

### 都市を取り巻く状況の変化



人口の減少・高齢者の増加

地下鉄・バスに乗る人の減少

CO<sub>2</sub> 排出量の増加

これらの状況を踏まえ、運用方針に下記の事項を加え、修正しました。

#### 歩いて暮らせるまち

郊外住宅地では、歩いて行ける範囲内に生活に必要なお店などを建てられるようにします。

地下鉄駅などから遠い場所では、建てられるお店の大きさを制限します。

地下鉄駅などの近くでは、便利さをより高める計画に対して柔軟に対応します。

地区計画\*（地域独自のルール）により、実現を目指します。

#### 調和のとれたまちなみ

低い建物が並ぶ住宅地では、広がりのあるまちなみの特徴を活かしたり、住環境を守るため、高さのルールを強化します。

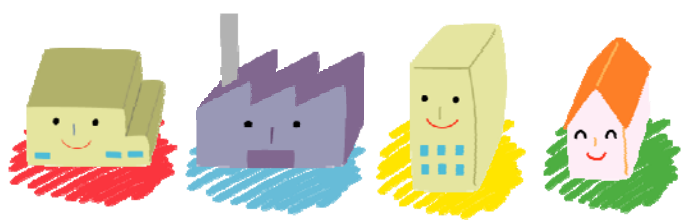
#### にぎわいのある都心

お店などの集まっている場所では、都心のにぎわいやまちなみにふさわしい建て方のルールを考えていきます。

地区計画（地域独自のルール）により、実現を目指します。

用途地域等（全市ルール）で実現を目指します。

※用途地域：機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための、土地利用上の区分を行うもので、用途や形態、密度などの規制を通して、目的に合った建築物を誘導するために定めるもの  
 ※土地利用計画制度：都市計画法に基づき、土地の使い方に関するルールを定め、個別の建築行為などを規制・誘導するもの。市街化区域について必ず定める根幹的なルールである用途地域や、地区の特性に応じて定める地区計画など、多彩な種類がある  
 ※市街化区域：既に市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域  
 ※地区計画：地区の特性に合わせた良好な都市環境の維持・形成を図るため、区画道路、小公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模など、きめ細かな地区のルールを定めるもの  
 ※札幌市都市計画マスタープラン：これからの札幌の都市づくりの指針として、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から整理したもの



H24.1 用途地域等の見直し案の作成  
運用方針に基づき、具体的な見直し案を作成しました。  
(H23.11.21~H23.12.20 パブリックコメント実施)

H24.8.10  
用途地域等変更の  
都市計画告示

## 見直しのテーマ

今回の見直しでは、運用方針に基づいて、以下のとおり用途地域等の見直しを行いました。



### 歩いて暮らせるまち

郊外住宅地の主要な道路などの沿道において、第一種住居地域・第二種低層住居専用地域の指定区域を拡充しました。

4・5  
ページ

### 調和のとれたまちなみ

一般住宅地・郊外住宅地では、地域の特徴に合わせて高さ制限を強化しました。

10・11  
ページ

### 歩いて暮らせるまち

床面積 10,000 m<sup>2</sup>を超える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区※を定めました。

6・7  
ページ

### 札幌市建築基準法施行条例の改正

大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定に伴い、札幌市建築基準法施行条例を改正しました。

8・9  
ページ

### その他の土地利用の変化への対応

土地利用現況の変化したところや新たな道路が整備されたところなどは適切な用途地域に変更しました。

※詳細については、市役所5階北側都市計画課までお問い合わせください。

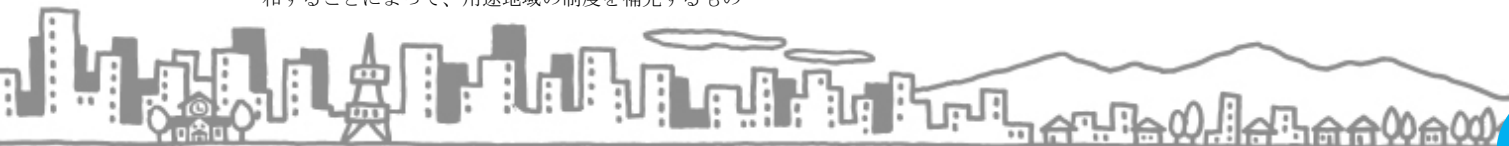
### ※住宅市街地の区分

- 高度利用住宅地
- 一般住宅地
- 郊外住宅地

※住宅市街地の区分：札幌市では都市計画マスタープランにおいて住宅地を以下の3つに区分して、土地利用の方向性を定めています。

高度利用住宅地	都心周辺や地下鉄の沿線等	集合型の居住機能と利便機能が複合化した高密度な市街地
一般住宅地	都心からほぼ6km以内で高度利用住宅地以外	戸建から集合住宅までの居住機能と、利便を支える機能が立地する中密度な市街地
郊外住宅地	都心からほぼ6km以遠で高度利用住宅地以外	低層住宅を主体とし、生活利便施設が必要に応じて立地する低密度な市街地

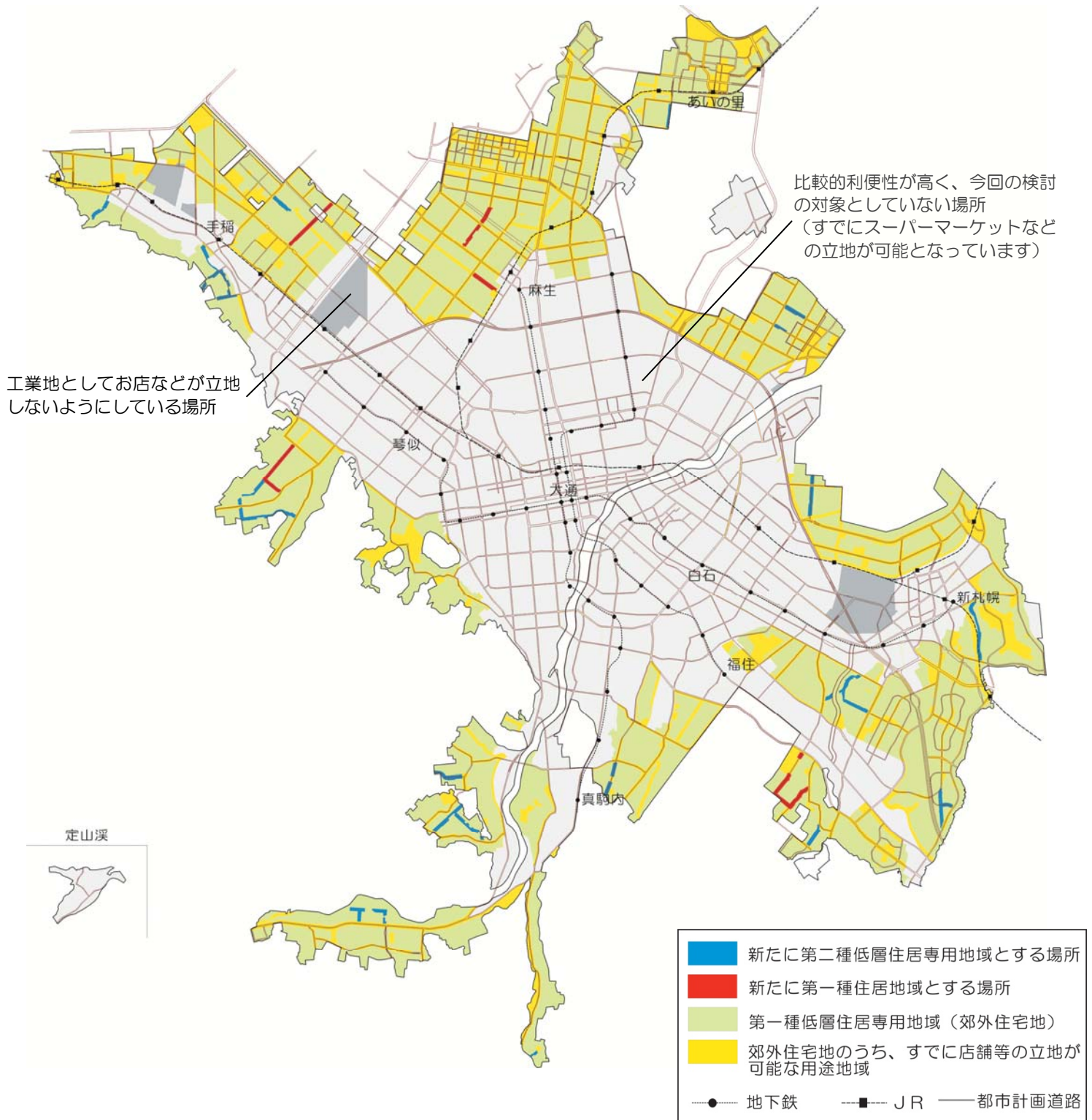
※特別用途地区：地域の特性に応じたある特別の目的から、特定の用途を利用できやすくしたり、環境の保護を図ったりするため、建築規制を強化したり緩和することによって、用途地域の制度を補完するもの



郊外住宅地の主要な道路などの沿道において、第一種住居地域・第二種低層住居専用地域の指定区域を拡充しました。

### どうして？

郊外住宅地には、食品、日用品などの買い物ができるお店が身近な場所に少ない地域がみられます。高齢化がさらに進み、自動車を使わない人が増えてきても、誰もが暮らしやすくなるように、より身近な場所に食品、日用品などが買えるお店が立地できるよう規制を見直しました。





## どう変わったの？

郊外住宅地のうち、広い範囲で「第一種低層住居専用地域」となっている地域の幹線道路（都市計画道路）や主要な道路沿いの用途地域を以下のように変更しました。

### \* 第二種低層住居専用地域

- ・ 幹線道路を結ぶ主要な道路沿道を対象としました。

### \* 第一種住居地域

- ・ 2車線の主要な幹線道路（都市計画道路）沿道を対象としました。

この変更により、次のように建てることのできる建物が変わります。

#### 第二種低層住居専用地域に変更した場所（4ページの地図で青色に表示してある場所）

##### 変更前

第一種低層住居専用地域

##### 【建てることのできる建物】

戸建住宅・アパートなどのほか幼稚園、保育園、小中学校、診療所などを建てるができます。



その一方、単独の店舗・飲食店などは建てるできません。

##### 変更後

第二種低層住居専用地域

##### 【建てることのできる建物】

第一種低層住居専用地域で建てることのできる建物に加え、床面積 150㎡までの店舗・飲食店など\*を建てるができます。



\*日用品販売店、喫茶店、理美容院、クリーニング店、パン屋、米屋など生活に密着したもの

#### 第一種住居地域に変更した場所（4ページの地図で赤色に表示してある場所）

##### 変更前

第一種低層住居専用地域

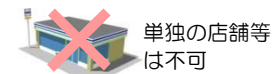
第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

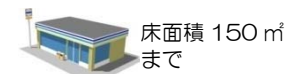
##### 【建てることのできる店舗等】

【第一種低層住居専用地域】



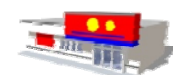
単独の店舗等は不可

【第二種低層住居専用地域】



床面積 150㎡まで

【第一種中高層住居専用地域】



床面積 500㎡まで

【第二種中高層住居専用地域】



床面積 1,500㎡まで

##### 変更後

第一種住居地域

##### 【建てることのできる店舗等】

床面積 3,000㎡までの店舗等を建てるができます。



### Q. 第一種住居地域での店舗の床面積 3,000㎡の制限は、スーパーなどに十分な規模なの？

A. 食品や日用品などを扱うスーパーは、場所によって床面積 500㎡～5,000㎡と規模は様々ですが、床面積 3,000㎡以下の規模が半数近くを占めていることから、第一種住居地域にすることにより、食品スーパーなどの立地が期待できると考えています。

■用途地域の変更に伴って、その他の地域地区（特別用途地区、高度地区など）も変更しました。

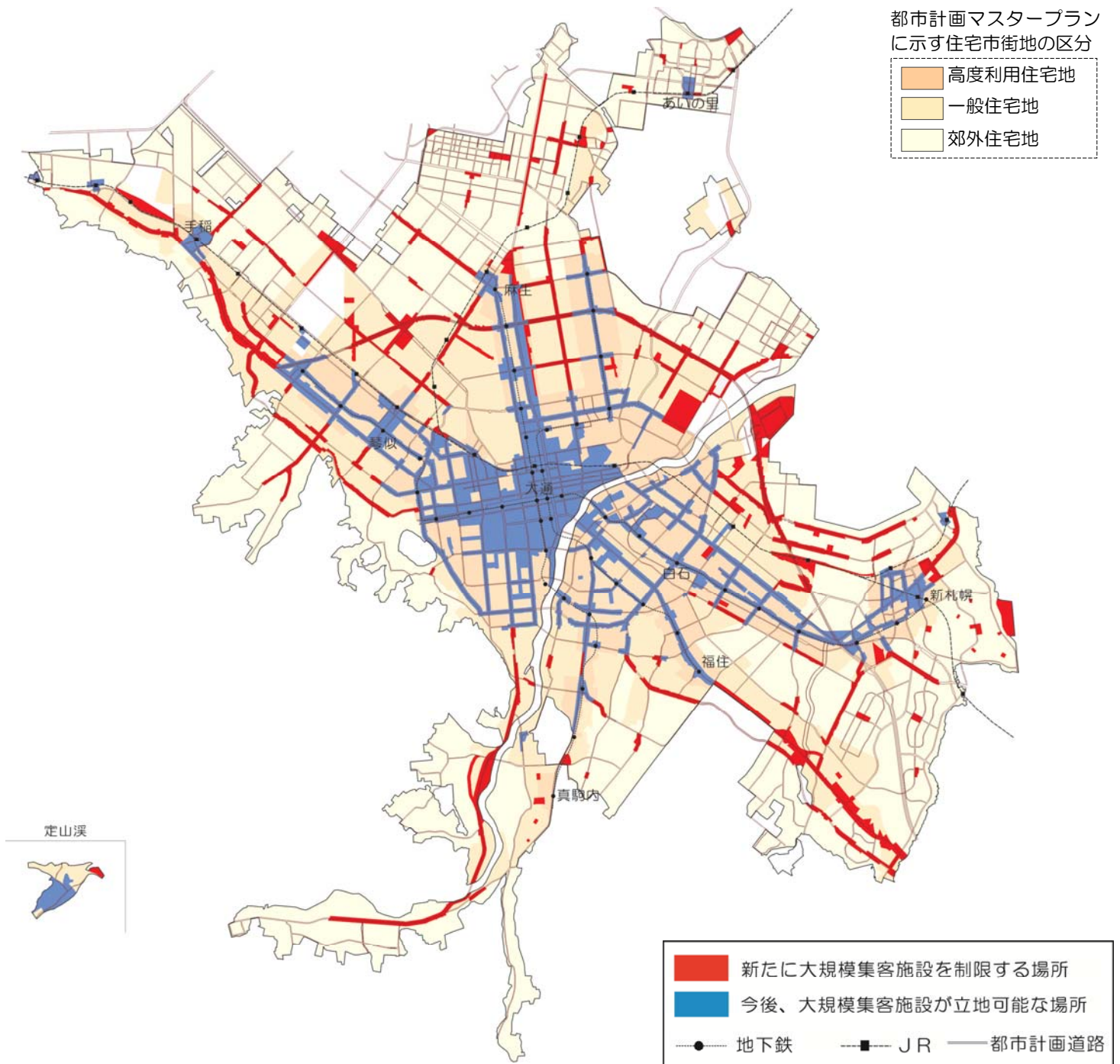


歩いて暮らせるまちを目指します

床面積 10,000 m<sup>2</sup>を超える大規模集客施設<sup>※</sup>の立地を制限する特別用途地区を定めました。

どうして？

大規模集客施設が地下鉄駅などから遠いところに立地すると、広い地域から自動車によって買物に行く人の割合が高くなります。高齢化がさらに進み、自動車を使わない人が増えてきても、みんなが不自由なく暮らせるように、身近な場所にスーパーマーケットなどが立地できることを期待し、都心や地下鉄駅周辺などを除いて大規模集客施設の立地を制限しました。



※大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場・観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、馬券売り場、競輪・競艇券売り場の床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を超える施設。平成 18 年の都市計画法の改正により、立地できる用途地域が「商業地域」「近隣商業地域」「準工業地域」に限定されました。



## どう変わったの？

一般住宅地及び郊外住宅地のうち、用途地域が近隣商業地域、準工業地域となっている地域について、用途地域を補完する制度である特別用途地区により、店舗、飲食店、映画館、遊技場などの面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を超える施設の建築を制限しました。

### \*近隣商業地域

- ・第一種小売店舗地区、第三種小売店舗地区、第四種小売店舗地区を指定しました。

### \*準工業地域

- ・第一種特別業務地区、第三種特別業務地区、大規模集客施設制限地区を指定しました。

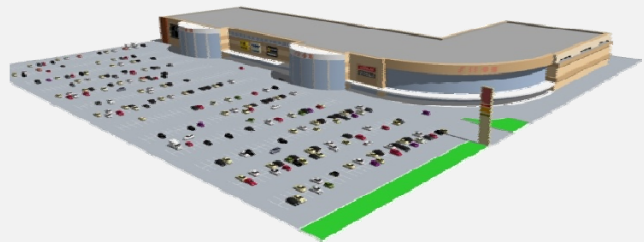
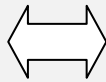
○ 特別用途地区による大規模集客施設の制限内容については、8～9 ページをご覧ください

## Q.なぜ 10,000 m<sup>2</sup>なの？

A. 広い地域から集客するような、様々な商品を総合的に揃える店舗は 10,000 m<sup>2</sup>を超える傾向があるため、制限する床面積として 10,000 m<sup>2</sup>を超えるものとしています。なお、食品スーパーやドラッグストアなどの日常生活に身近な店舗は、大きなものでも 10,000 m<sup>2</sup>を超えることはありません。



日常生活に身近な店舗：大きなものでも 10,000 m<sup>2</sup>未満



広い地域から集客する店舗：多くは 10,000 m<sup>2</sup>を超える。

## Q.すでに建っているお店が制限に適合しない場合はどうなるの？

A. すでに建っている建物については、新たな制限は適用されません。なお、このような建物は、現状の床面積の 1.2 倍までの増築が可能です。

## Q.制限がかかる地域は、10,000 m<sup>2</sup>以上のお店は建てられないの？

A. 都市構造や都市基盤、周辺環境への影響などを踏まえ、支障がないと判断されるものについては、地区計画を定めることにより、大規模集客施設の立地制限を緩和できる規定があります。

(特定行政庁の認定が必要です。)



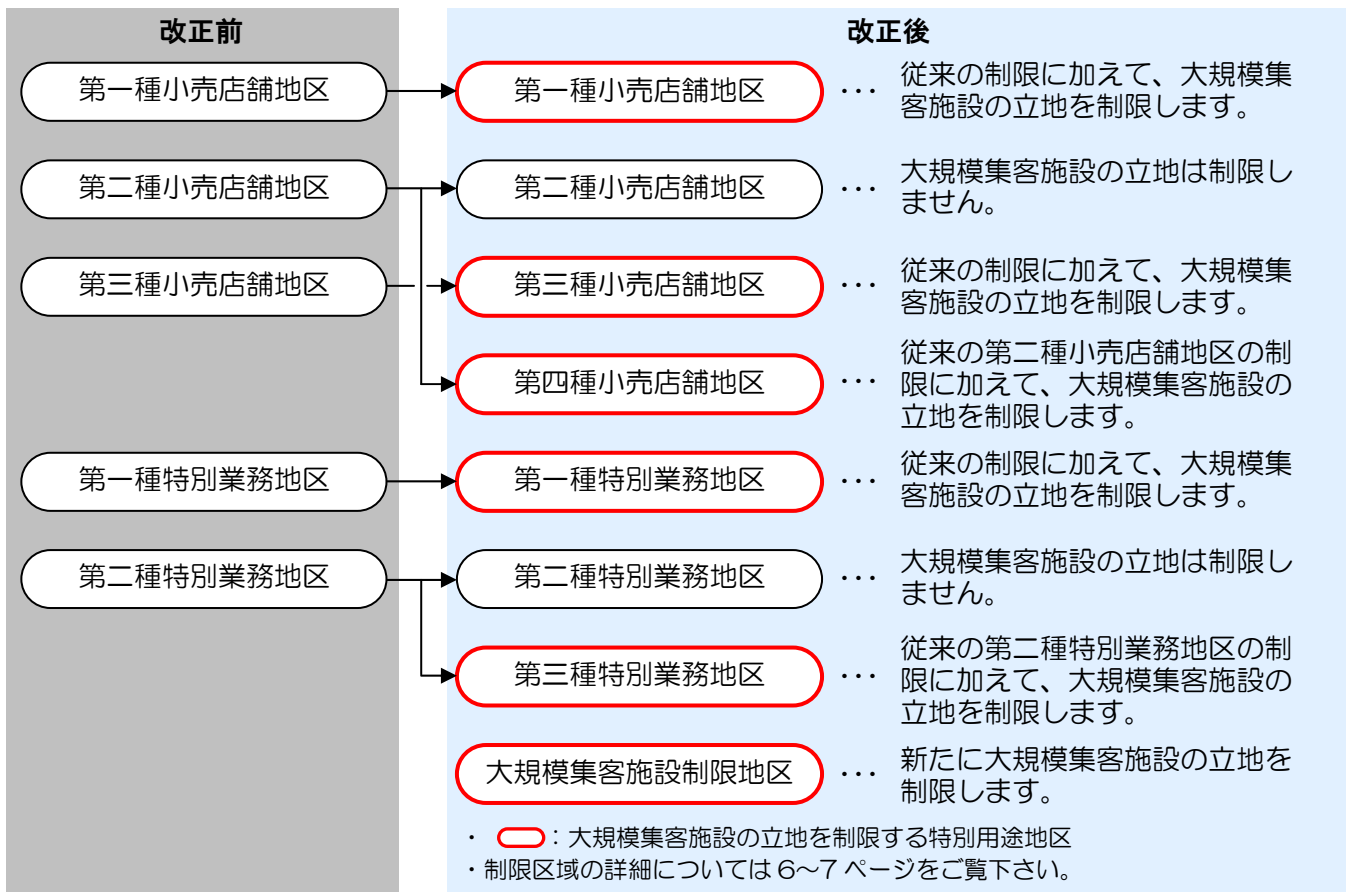
# 大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定に伴い、札幌市建築基準法施行条例を改正しました。

## どうして？

特別用途地区は、その種類・位置・区域・面積は都市計画で定めますが、具体的な建築物の制限は札幌市建築基準法施行条例で定める必要があります。

## どう変わったの？

- ① 「第四種小売店舗地区」、「第三種特別業務地区」、「大規模集客施設制限地区」を新たに追加し、また、「第一種小売店舗地区」、「第三種小売店舗地区」、「第一種特別業務地区」の制限内容を変更し、大規模集客施設の立地を制限しました。



- ②大規模集客施設の立地制限の緩和規定を設けます。

第一種小売店舗地区  
 第三種小売店舗地区  
 第四種小売店舗地区  
 第一種特別業務地区  
 第三種特別業務地区  
 大規模集客施設制限地区

地区計画を定め、地区計画の内容に適合し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、大規模集客施設の立地制限を緩和します。  
 (認定手続きが必要です。)

第二種小売店舗地区  
 第二種特別業務地区

従来から制限していた「劇場、映画館、演芸場、観覧場のうち客席部分の床面積が200㎡以上のもの」について、上記と同様に、地区計画を定め、認定手続きにより立地制限を緩和します。

○「特別工業地区」、「戸建住環境保全地区」、「第一種職住共存地区」、「第二種職住共存地区」の制限内容の変更はありません。



# 特別用途地区内の建築制限の概要

(赤字：改正部分)

用途地域における制限に加えて下記の建築物の建築を制限します。

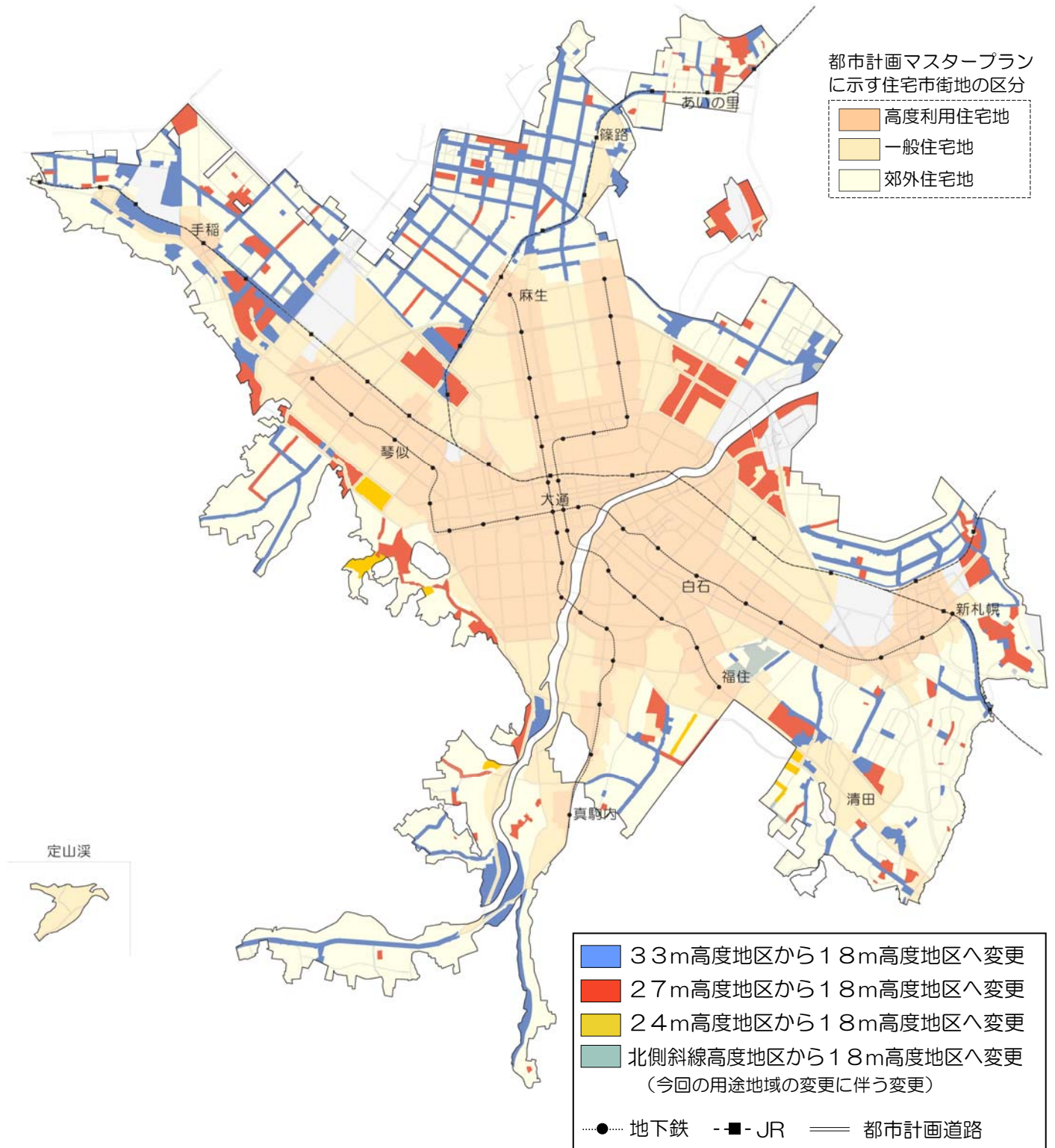
		特別工業地区	第一種小売店舗地区	第二種小売店舗地区	第三種小売店舗地区	第四種小売店舗地区	第一種特別業務地区	第二種特別業務地区	第三種特別業務地区	大規模集客施設制限地区	戸建環境保全地区	第一種職住共存地区	第二種職住共存地区	備考
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> <span>建てられる用途</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="width: 20px; height: 20px; background-color: gray; margin-right: 5px;"></div> <span>建てられない用途</span> </div> <p>①～⑰ 面積、階数等の制限あり</p>														
住宅	専用住宅（共同住宅、寄宿舍、下宿を含む）													
	兼用住宅（共同住宅、寄宿舍、下宿を含む）		①											① 1階部分が住宅などの用途以外のものを許容
店舗、飲食店等		②	⑮		⑮	⑮	⑮		⑮	⑮		③	③	② 左欄の用途に供する部分の床面積の合計が 500㎡以下のものを許容 ③ 左欄の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡以下のものを許容
ホテル、旅館												③	③	③ 左欄の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡以下のものを許容 ⑤ 下欄参照
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場等											③	③	
	カラオケボックス等		⑮		⑮	⑮	⑮		⑮	⑮			③	⑤ 下欄参照
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場等				⑮	⑮	⑮		⑮	⑮				
	劇場、映画館、演芸場、観覧場		⑯	④	⑯	⑯	⑯	④	⑯	⑯				④ 客席 200㎡未満かつ下欄参照 ⑯ 客席 200㎡未満かつ下欄参照
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等										⑰			⑰ 個室付浴場業等以外を許容
公共施設	学校、図書館、病院、老人ホーム等													
	学習塾、華道教室、囲碁教室等											③	③	③ 左欄の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡以下のものを許容
	自動車教習所											③	③	
工場・倉庫等	単独車庫											⑤	⑬	⑤ 車庫の部分が 300㎡以下かつ 2階以下のものを許容 ⑬ 下欄参照
	建築物附属自動車車庫											⑭	⑭	⑭ 建築物の延べ面積の 1/2 以下かつ 2階以下
	倉庫		⑥	⑥		⑥						⑩		⑩ 倉庫業を営む倉庫以外を許容 ⑩ 下欄参照
	畜舎（15㎡を超えるもの）											③	⑬	③ 左欄の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡以下のものを許容 ⑬ 下欄参照
	火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理量		⑦	⑦		⑦						⑪	⑬	⑦ 準住居地域の制限と同じ ⑪ 準住居地域で許容されるものかつ左欄の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡以下のものを許容 ⑬ 下欄参照
	工場		⑧	⑧		⑧	⑨	⑨	⑨			⑫	⑬	⑧ 原動機を使用する工場においては、作業場の床面積の合計が 50㎡以下かつ準住居地域で許容されるものを許容 ⑨、⑫、⑬ 下欄参照
<p>⑨ 原動機を使用する工場で、作業場の床面積が 150㎡以下のものを許容 ただし流通業務及び沿道サービスにかかわる工場等で、自動車修理工場、食品製造工場（パン屋、米屋、豆腐屋等）、ドライクリーニング、印刷工場及び流通業務市街地の整備に関する法律に規定される以下の加工及び加工組立工場が 150㎡を超えるものも許容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属板、金属線又は紙の切断等の用に供する工場</li> <li>・ 板ガラスの切断、家具の組立、商品の包装等の用に供する工場</li> <li>・ 農畜産物の処理、加工等の用に供する工場（第二種・第三種特別業務地区においては 150㎡以下のものを許容）</li> <li>・ 製氷、冷凍の事業の用に供する工場</li> </ul> <p>⑩ 左欄の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡以下のものを許容</p> <p>⑫ 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が 50㎡以下のものを許容</p> <p>※⑩⑫：既存の工場又は倉庫の建替えについては市長が認めて許可した場合はこの制限を超えることも可能</p> <p>⑬ 左欄の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡を超えるものは市長の許可が必要</p> <p>⑮⑯ 左欄の用途に供する部分のそれぞれの床面積の合計が 10,000㎡以下のものを許容</p> <p>※④⑮⑯：地区計画に適合するものとして市長が認めた場合はこの制限を超えることも可能</p>														
<p>戸建環境保全地区（第一種低層住居専用地域（容積率 80%、建ぺい率 40%）に指定） 第一種低層住居専用地域に建てられる建築物のうち、以下のものは建築できない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅及び長屋以外の用途に供する部分（自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導道路、操車場及び乗降場を含む。）の用途に供する部分を除く。以下「住宅等以外の用途に供する部分」という。）を含む建築物（共同住宅にあっては 3戸以上のものに限る。）で、住宅等以外の用途に供する部分の床面積の合計が敷地面積の 10分の6を超えるもの</li> </ul>														



一般住宅地・郊外住宅地では、地域の特徴に合わせて高さ制限を強化しました。

どうして？

一般住宅地や郊外住宅地では、戸建住宅が主体であっても高い建物が建つ制限になっている地域があります。周辺のまちなみと調和を図ることで、住環境を保護したり、広がりのあるまちなみなどの地域の特徴を活かしたりするため、高さ制限を強化しました。





## どう変わったの？

一般住宅地及び郊外住宅地のうち、以下の区域の高度地区※の制限を24、27、33mから18mとしました。

### \*一般住宅地

- ・幹線道路沿道以外の区域のうち、実際に高い建物がほとんど建っていない地域を対象としました。ただし、今後、高層マンションなどの高い建物の立地が見込まれる地下鉄駅周辺（概ね1km圏内）や拠点周辺（概ね500m圏内）は除いています。

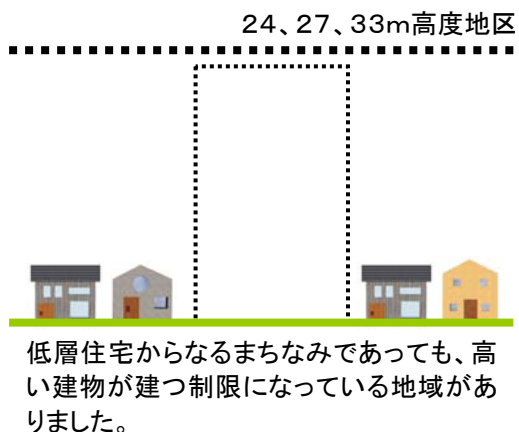
### \*郊外住宅地

- ・幹線道路の沿道やそれ以外の中高層の建物が建てられる区域を対象としました。なお、JR駅周辺で高度利用を図る区域は除いています。

## Q.なぜ18mなの？

A. 18m（5～6階程度）の高さの建物であれば、低層住宅からなるまちなみとの調和や、周辺に与える圧迫感の軽減を図ることができると考えています。なお、今回の強化対象区域の建物の大部分は、5階以下となっています。

### 【これまで】



### 【今回の見直し】



## Q.高度地区の制限を超える高さの建物は建てられないの？

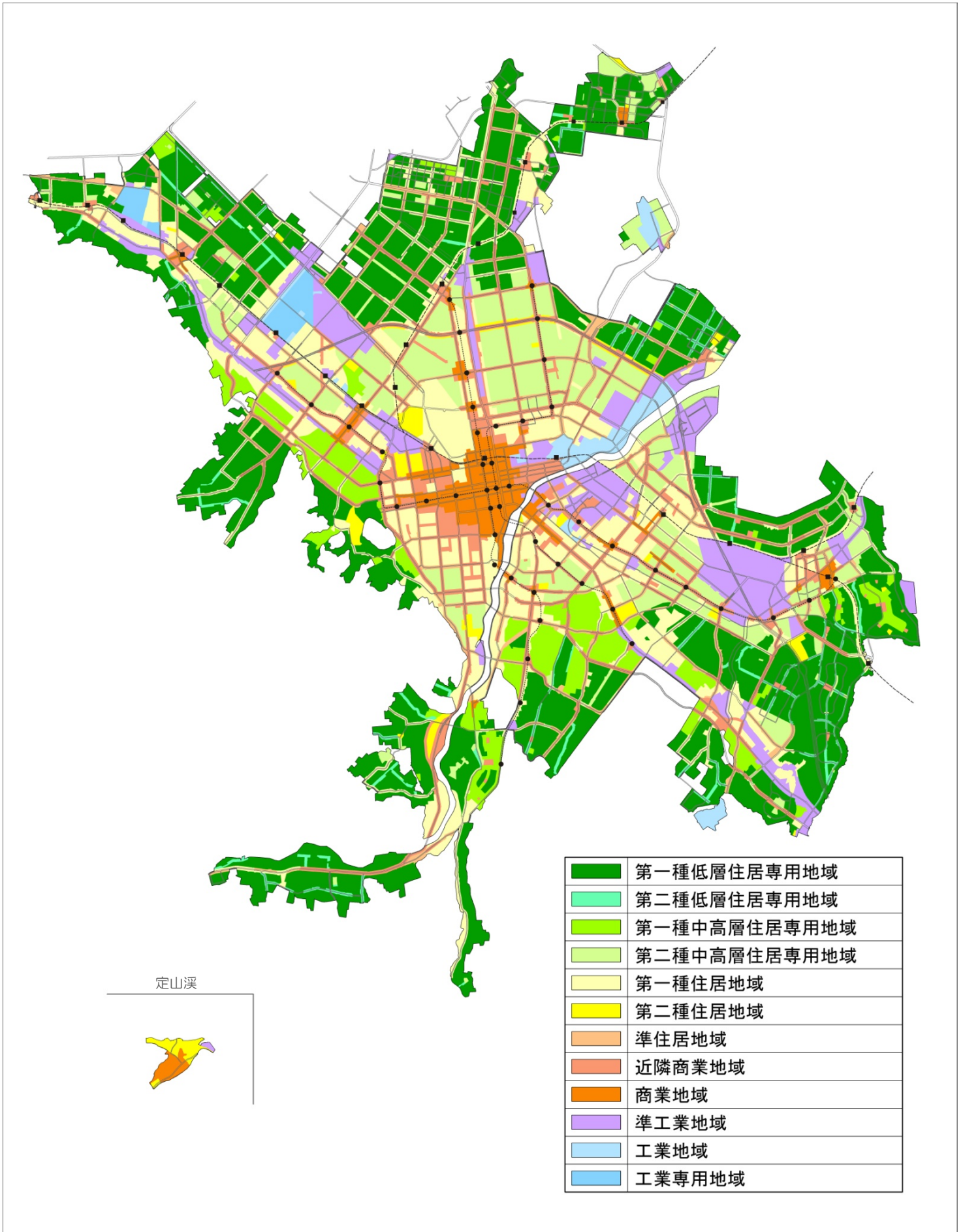
A. まちなみとの調和や周辺環境に配慮された建築物等の制限を定める地区計画を策定した場合は、地区計画で定める高さまで建物を建てることができます。  
なお、個別の建物でも地区計画で定める事柄と同等の配慮がされた建物は、高度地区の制限を超えて建てる場合があります。（許可手続きが必要です。）

※高度地区：市街地環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めるもの



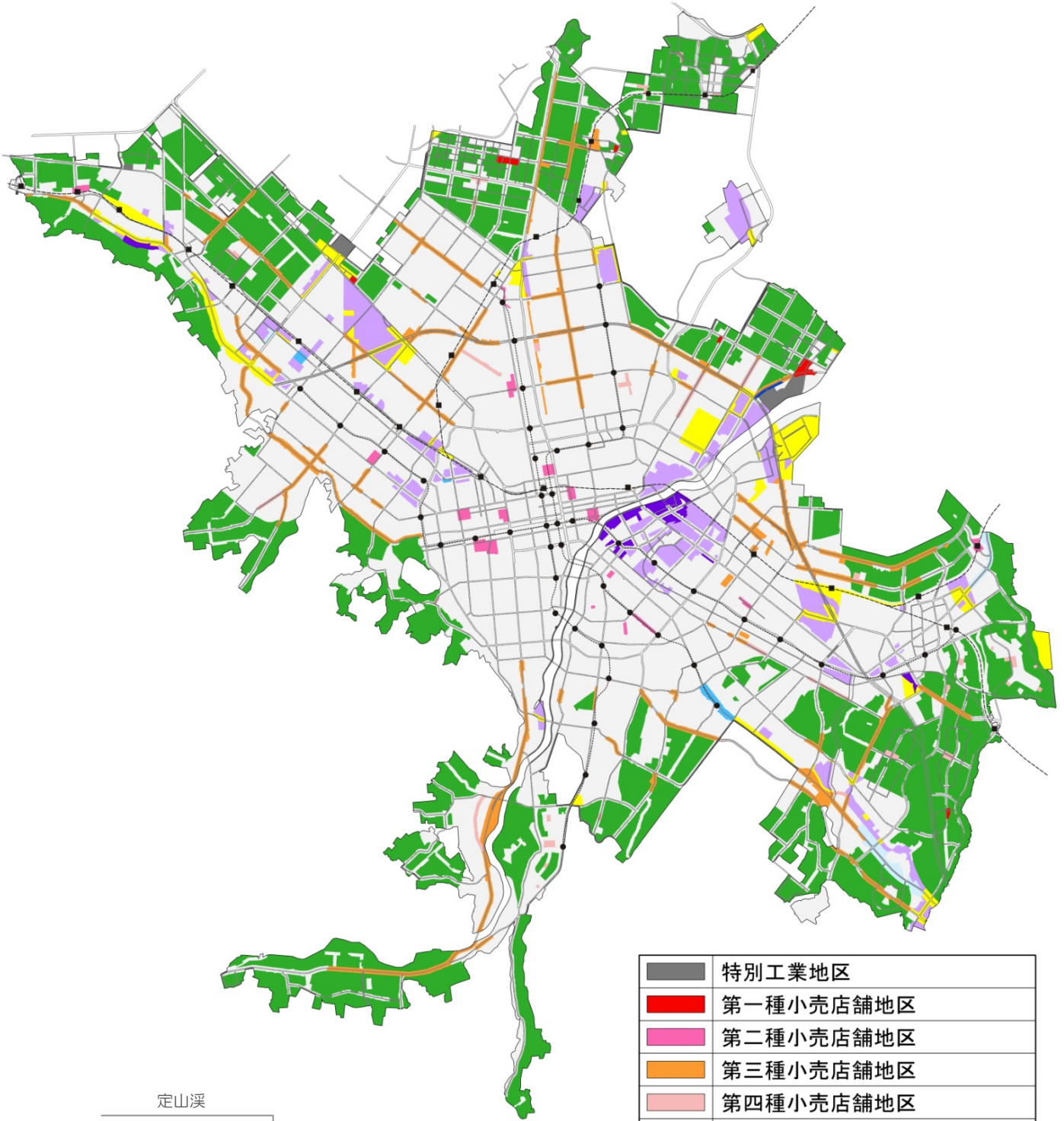
# 用途地域

平成 24 年 8 月 10 日現在

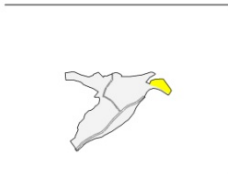


# 特別用途地区

平成 24 年 8 月 10 日現在



定山溪

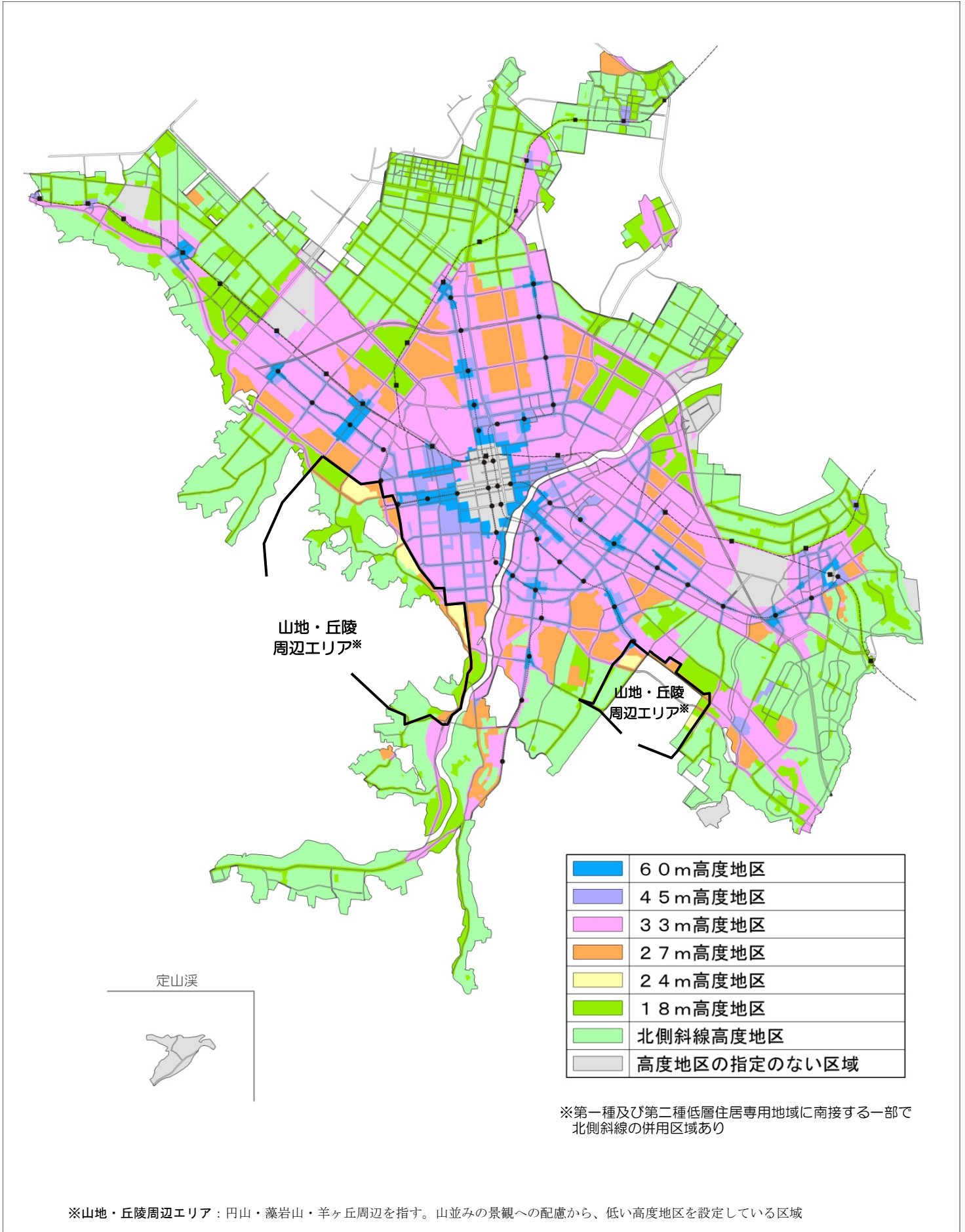


	特別工業地区
	第一種小売店舗地区
	第二種小売店舗地区
	第三種小売店舗地区
	第四種小売店舗地区
	第一種特別業務地区
	第二種特別業務地区
	第三種特別業務地区
	第一種職住共存地区
	第二種職住共存地区
	戸建住環境保全地区
	大規模集客施設制限地区
	特別用途地区の指定のない区域



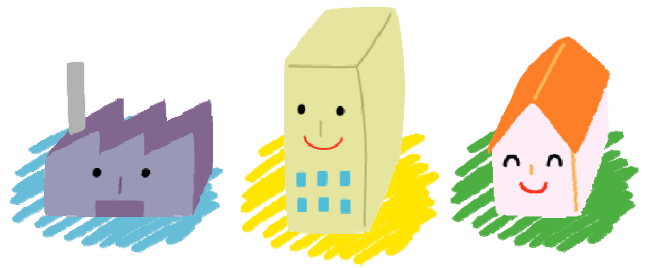
# 高度地区

平成 24 年 8 月 10 日現在





# 用途地域等見直しの取組経緯



用途地域等の見直しにあたっては、札幌市都市計画審議会の土地利用計画検討部会において専門的な検討を進めるとともに、市民の皆さまや関係団体のご意見を聞きながら、取り組んできました。

**H22.9.13 第54回都市計画審議会**  
・土地利用計画検討部会の設置

**H22.11.10 第55回都市計画審議会**  
・土地利用計画検討部会の中間報告（第1回）

**H23.2.3 第56回都市計画審議会**  
・土地利用計画検討部会の中間報告（第2回）

**H23.6.3 第57回都市計画審議会**  
・今日的な社会・経済情勢を踏まえた土地利用のあり方  
・土地利用計画制度の運用方針（素案）

**H23.9.5 第59回都市計画審議会**  
・パブリックコメントを受けた土地利用計画制度の運用方針（素案）の修正

**H23.11.10 第60回都市計画審議会**  
・土地利用計画制度の運用方針を踏まえた用途地域等の見直し素案

**H24.2.8 第61回都市計画審議会**  
・札幌圏都市計画用途地域の変更等の事前説明

**H24.2.29～3.14 都市計画法に基づく縦覧**

**H24.3.22 第62回都市計画審議会**  
・札幌圏都市計画用途地域の変更等の諮問

**H24.6.13 平成24年第2回定例市議会本会議**  
・建築基準法施行条例改正案の可決

**H22.10.1 第1回土地利用計画検討部会**  
・土地利用計画検討部会の進め方  
・基本的視点の設定と論点

**H22.10.25 第2回土地利用計画検討部会**  
・土地利用計画の考え方  
・具体的な論点に係る検討及び方向性

**H22.12.13 第3回土地利用計画検討部会**  
・土地利用に関わる指針の検討  
・都市を取り巻く現状・課題  
・地域別の土地利用の方向性・指針

**H23.1.25 第4回土地利用計画検討部会**  
・今後の土地利用計画検討部会の進め方  
・土地利用に関わる指針の検討

**H23.4.14 第5回土地利用計画検討部会**  
・土地利用のあり方

**H23.5.12 第6回土地利用計画検討部会**  
・今日的な社会・経済情勢を踏まえた土地利用のあり方（案）  
・土地利用計画制度の運用方針の修正

**H23.7.1～7.31 土地利用計画制度運用方針に係るパブリックコメント**

**H23.11.21～12.20 用途地域等の見直し素案に係るパブリックコメント**

**H23.11.24～12.7 用途地域等の見直し素案に係る各区説明会**

**H24.8.10 都市計画の告示及び建築基準法施行条例の改正施行**



# \*お知らせ\*



都市計画って何?という時は...



土地の使い方・建物の建て方などの都市計画の基本を分かりやすく解説した都市計画の入門書『まち本』をご用意しています。  
市役所本庁舎5階の都市計画課で配布中（無料）です。



『まち本』キャラクター マチコ

都市計画ってなに?  
なんだかむずかしそうだなあ。



ワタクシが、『やわらかく、わかりやすく』ご説明いたしましょう!!



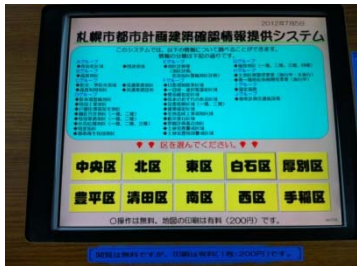
『まち本』キャラクター 市役所



用途地域などを調べるには...

用途地域などの土地の使い方のルールは都市計画課の窓口のほか、インターネットでも調べることができます。

## 市役所窓口で調べる



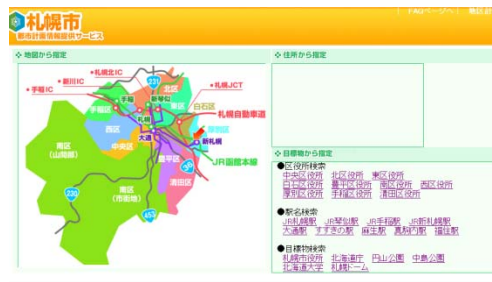
札幌市役所本庁舎にある「都市計画建築確認情報提供システム（窓口システム）」で、タッチパネル式端末の簡単な操作により、用途地域などの指定状況の閲覧（無料）や印刷（1枚200円）ができます。

設置場所：市役所本庁舎（中央区北1西2）  
2階南側 都市局建築指導部管理課  
5階北側 まちづくり政策局都市計画部都市計画課

## インターネットで調べる



札幌市ホームページトップ画面右上の検索ウィンドウに「札幌市都市計画情報提供サービス」と入力



「札幌市都市計画情報提供サービス」にアクセスすると、用途地域などの指定状況を閲覧することができます。

<URL><http://www.city.sapporo.jp/keikaku/web-gis/>

都市計画図を購入するには...



用途地域等の都市計画が3万分の1の縮尺で掲載された札幌市都市計画図は市役所本庁舎2階の市政刊行物コーナーで販売しています。



さっぽろ市  
02-C05-12-886  
24-2-131

【発行】  
札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
TEL(011)211-2506 FAX(011)218-5113  
E-mail [toshikeikaku@city.sapporo.jp](mailto:toshikeikaku@city.sapporo.jp)